

群馬県被災農業者向け復旧支援事業

【予算 ー 千円】

対策のポイント

農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(国庫事業)が発動されない場合に、気象災害等による農業被害を受けた農業者等が行う農産物の生産に必要な施設等の復旧費用の一部を助成する市町村に対し、財政的に支援します。

<背景／課題>

- 平成 27 年 4 月、国庫事業の適用基準が、過去に例のないような甚大な気象災害等により特に緊急的に対応が必要な場合に適用される旨の改正がなされた。
- 国庫事業が発動されない局所的な災害が、今後も予想される。

政策目標

農業経営の継続と本県の農業生産力の維持を図る。

<主な内容>

農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市町村が支援した場合、経費の一部を補助する。

1. 対象者

- (1) 農産物の生産に必要な施設に 10 万円以上の被害を受けた農業者等の戸数が 10 戸(当該被害が局地的災害によるものである場合にあっては 5 戸)以上となった災害により被災した農業者等
 - (2) (1) に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認める災害により被災した農業者等
- ※ 市町村長から被災した旨の証明を受けた者。

2. 補助対象

農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設
※原形復旧見積額が 10 万円以上の場合とする。

3. 事業主体

市町村

4. 補助率

市町村が被災農業者の支援に要した経費の 1 / 2 以内
ただし、補助対象事業費の 15% を上限とする。
※ 園芸施設共済の対象施設には、国庫事業と同様の調整を行う。

[問い合わせ先：米麦畜産課農畜産技術災害係 027-226-3074 (直通)]